

第 3 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 19 日

平成26年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月19日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成26年9月19日 午前10時05分 議長宣言		
	閉 会	平成26年9月19日 午後2時40分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 里 清之助	7 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	中 村 光 男	教 育 課 長	大 城 忍
	総務・福祉課長	宮 平 真由美		
	総務・福祉班参事	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	船 舶 観 光 班 参 事	宮 平 正 則		

平成26年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年9月19日午前10時05分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		提出議案の説明（認定第1号～認定第8号まで）
6	認 定 第 1 号	平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
7	認 定 第 2 号	平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 3 号	平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 4 号	平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 5 号	平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 6 号	平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 7 号	平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 8 号	平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14		提出議案の説明（議案第36号～議案第43号まで）
15	議 案 第 3 6 号	平成26年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
16	議 案 第 3 7 号	平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
17	議 案 第 3 8 号	平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
18	議 案 第 3 9 号	平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
19	議 案 第 4 0 号	平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
20	議 案 第 4 1 号	平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
21	議 案 第 4 2 号	平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
22	議 案 第 4 3 号	座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の制定について
23	報 告 第 2 号	平成25年度健全化判断比率の報告について
24	報 告 第 3 号	平成25年度資金不足比率の報告について
25	報 告 第 4 号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（二一・ざまみ）
26	報 告 第 5 号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成26年第3回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時05分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮里清之助議員及び7番 宮里祐司議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりであります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成26年6月14日～9月18日まで

- 6月25日 庁舎建設検討委員会（渡嘉敷村役場視察）
- 6月26日 例月出納検査（平成25年度4月・5月分、平成26年度4月・5月分）
- 6月29日 阿嘉校運動会
- 7月11日 県産品優先使用の要請行動（座間味コミュニティーセンター）
- 7月21日 知床国立公園視察（北海道）
- 7月25日 沖縄県土木建築部と南部市町村との行政懇談会（ハーバービューホテル）
- 7月29日 沖縄県介護保険広域連合議会定例会（読谷村介護保険広域連合）
- 7月30日 町村議会議長会役員会（自治会館）
例月出納検査（平成26年度6月分）
- 8月 4日 町村議会正副議長研修会（ちゃたんニライカナイセンター）
- 8月11日 平成26年第1回臨時議会
- 8月25日 平成25年度決算審査（25日～27日）
- 8月27日 全員協議会
庁舎建築検討委員会
フェリーざまみ建造委員会
- 8月28日 監査職員研修会及び議会事務局職員研修会（自治会館）
- 9月12日 全員協議会
- 9月13日 慶留間校運動会
- 9月19日 平成26年第3回定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうは9月定例会の1日目、よろしくお願いいいたします。

それでは、平成26年第3回座間味村議会9月定例会行政報告でございますが、内容につきましてはお配りをさせていただいているペーパーのとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

行 政 報 告

平成26年9月18日

平成26年第2回座間味村議会定例会（平成26年6月13日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成26年6月15日	体協野球大会
6月16日	地域医療支援センター 職員来訪
6月17日	オリオンビアブレイク取材対応
〃	村観光協会理事会
6月18日	ざまみ老人クラブ総会
〃	ソニー企業佐藤プロデューサー来訪 Sony-aquarium打ち合わせ
6月19日	内閣府職員・県住宅課職員来訪
〃	西武台高等学校 入村式
〃	サバニ帆漕レース打合せ
6月20日	西武台高等学校 離村式
6月21日	第3回マリリンカップ
6月22日	第15回サバニ帆漕レース
6月23日	沖縄県全戦没者追悼式典
6月24日	キリンビールマーケティングと共同記者会見
〃	環境省那覇自然環境事務所 打合せ
〃	JTB沖縄総務部長と面談
6月25日	渡嘉敷村庁舎視察（第3回新庁舎建設検討委員会）
〃	須磨海浜水族園園長来訪
6月26日	(株)二一・ざまみ株主総会
6月28日	座間味青年会主催イベント
6月29日	阿嘉幼小中学校運動会
〃	サンゴシンポジウム パネリスト参加（恩納村）
6月30日	環境大臣面談
7月 2日	離島フェア開催実行委員会
7月 3日	環境省打ち合わせ
〃	沖国大仲地ゼミ来訪
7月 5日	第37回ヨットレース
7月 7日	阿真区総会
7月8～10日	台風8号
11日	兼元観光大使来訪

7月11日 県産品優先使用要請行動来訪
 " 環境省打ち合わせ
 " 六月ウマチー（阿嘉）
 7月12日 座間味港緑地公園オープニングイベント
 7月13日 外務省松田副所長送別会
 7月14日 沖縄総合事務局・県林務管理課表敬
 7月18日 沖縄電力 山城課長、国仲氏 来訪
 7月22～24日 北海道視察
 7月25日 Sony-aquariumオープニングセレモニー
 " 環境省局長表敬
 " 内閣府井上審議官表敬
 7月26日 県名古屋事務所表敬
 " 名古屋港水族館視察
 " 名古屋沖縄県人会との意見交換会
 7月27日 日仏歓迎センターディディエ・ピエラ氏面談
 7月28日 あか納涼祭り実行委員会 来訪
 7月29日 ヨットレース協賛企業お礼訪問
 7月30日 県交通政策課打合せ
 8月 4日 孀恋交流事業挨拶
 8月 6日 フェリー建造委員会
 8月11日 第1回臨時議会
 8月12日 対米請求事業協会第2回理事会
 8月14日 名古屋沖縄県人会連合会来島
 8月15日 屋嘉比島鳥獣保護区更新公聴会
 8月18日 国立公園指定半年記念イベント打ち合わせ
 " 知花くらら氏来訪
 " 早稲田大学ダイビング同好会との意見交換会
 8月22日 沖縄県離島海運振興株式会社 取締役会
 " 仮庁舎移転
 8月23日 座間味島祭り
 8月25日 茨城県かすみがうら市こども探検隊入村式
 8月27日 沖縄県離島海運振興株式会社 社長面談
 " 第4回新庁舎建設検討委員会
 " 第5回船舶建造計画等検討委員会
 8月28日 JTB面談
 " 観光協会運営について調整会議
 8月29日 全九州環境部局長村内視察
 " 高齢者ICT利活用事業血压計贈呈式
 " 南部市町村会総会
 " 交通安全対策等優秀警察署表彰式

9月 2日 沖縄県教育長へ要望
 " 沖縄借生会 安里理事長来訪
 9月 3日 嘉手納小学校 入相式
 " 沖縄防衛局来訪 (防衛白書説明)
 9月 5日 国立公園指定半年記念イベント
 9日 村議・農業委員 当選証書付与式
 9月10日 JTB沖縄宮島社長来訪
 " ちゅら島づくり条例説明会 阿嘉・座間味
 9月11日 内閣府 参事官補佐表敬
 9月12日 沖総局 運輸部長面談
 " 沖総局 河合局長面談
 " トヨタ 澤田氏面談
 " ヨットレース協賛企業お礼
 " 那覇警察署お礼
 " とまりんフェスタ2014 オープニング
 9月13日 慶留間校運動会
 9月14日 高野前佐渡市長来訪
 9月15日 敬老会 挨拶
 9月16日 47th Sony Aquarium報告会 (美ら海水族館にて)
 " 南部広域事務組合訪問 (離島学生寮の件)
 9月17日 JICA研修生 表敬

以上です。

○ 議長 (中村秀克)

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 認定第1号 平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

認定第1号

平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥1,897,440,903
 歳出決算額 ￥1,760,061,507
 歳入歳出差引額 ￥ 137,379,396

平成26年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度一般会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥1,897,441
2	歳 出 総 額	￥1,760,062
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥137,379
4	(1) 継続費通次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥26,840
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥26,840
5	実 質 収 支 額	￥110,539
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		72,582,000	89,358,710	73,882,071	0	15,476,639	1,300,071
	1 村民税	28,716,000	30,941,734	29,522,542	0	1,419,192	806,542
	2 固定資産税	37,378,000	51,127,528	37,445,281	0	13,682,247	67,281
	3 軽自動車税	2,144,000	2,386,200	2,011,000	0	375,200	△133,000
	4 村たばこ税	4,344,000	4,903,248	4,903,248	0	0	559,248
2 地方譲与税		7,868,000	7,748,000	7,748,000	0	0	△120,000
	1 地方揮発油譲与税	2,363,000	2,365,000	2,365,000	0	0	2,000
	2 自動車重量譲与税	5,503,000	5,377,000	5,377,000	0	0	△126,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000	6,000	6,000	0	0	5,000
3 利子割交付金		432,000	174,000	174,000	0	0	△258,000
	1 利子割交付金	432,000	174,000	174,000	0	0	△258,000
4 配当割交付金		73,000	122,000	122,000	0	0	49,000
	1 配当割交付金	73,000	122,000	122,000	0	0	49,000
5 株式等譲渡所得割交付金		24,000	200,000	200,000	0	0	176,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,000	200,000	200,000	0	0	176,000
6 地方消費税交付金		8,792,000	8,626,000	8,626,000	0	0	△166,000
	1 地方消費税交付金	8,792,000	8,626,000	8,626,000	0	0	△166,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7	自動車取得税交付金	1,452,000	1,635,000	1,635,000	0	0	183,000
	1 自動車取得税交付金	1,452,000	1,635,000	1,635,000	0	0	183,000
8	地方特例交付金	1,000	93,000	93,000	0	0	92,000
	1 地方特例交付金	1,000	93,000	93,000	0	0	92,000
9	地方交付税	880,817,000	936,736,000	936,736,000	0	0	55,919,000
	1 地方交付税	880,817,000	936,736,000	936,736,000	0	0	55,919,000
10	分担金及び負担金	50,000	0	0	0	0	△50,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	49,000	0	0	0	0	△49,000
11	使用料及び手数料	45,163,000	52,184,525	50,003,905	0	2,180,620	4,840,905
	1 使用料	39,517,000	47,343,100	45,162,480	0	2,180,620	5,645,480
	2 手数料	5,646,000	4,841,425	4,841,425	0	0	△804,575
12	国庫支出金	77,234,000	32,033,400	32,033,400	0	0	△45,200,600
	1 国庫負担金	16,312,000	16,031,343	16,031,343	0	0	△280,657
	2 国庫補助金	58,383,000	12,977,500	12,977,500	0	0	△45,405,500
	3 国庫委託金	2,539,000	3,024,557	3,024,557	0	0	485,557
13	県支出金	576,975,400	448,599,753	448,599,753	0	0	△128,375,647
	1 県負担金	13,008,000	13,408,621	13,408,621	0	0	400,621
	2 県補助金	531,665,400	407,632,139	407,632,139	0	0	△124,033,261
	3 県委託金	32,302,000	27,558,993	27,558,993	0	0	△4,743,007

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
14 財産収入		281,000	233,837	233,837	0	0	△47,163
	1 財産運用収入	281,000	233,837	233,837	0	0	△47,163
15 寄附金		2,330,000	4,450,447	4,450,447	0	0	2,120,447
	1 寄附金	2,330,000	4,450,447	4,450,447	0	0	2,120,447
16 繰入金		131,400,000	134,290,000	134,290,000	0	0	2,890,000
	1 特別会計繰入金	37,173,000	37,173,000	37,173,000	0	0	0
	2 基金繰入金	94,227,000	97,117,000	97,117,000	0	0	2,890,000
17 繰越金		126,164,600	126,165,387	126,165,387	0	0	787
	1 繰越金	126,164,600	126,165,387	126,165,387	0	0	787
18 諸収入		12,239,000	15,667,103	15,667,103	0	0	3,428,103
	2 預金利子	20,000	53,219	53,219	0	0	33,219
	4 雑収入	12,219,000	15,613,884	15,613,884	0	0	3,394,884
19 村債		99,481,000	56,781,000	56,781,000	0	0	△42,700,000
	1 村債	99,481,000	56,781,000	56,781,000	0	0	△42,700,000
歳入合計		2,043,359,000	1,915,098,162	1,897,440,903	0	17,657,259	△145,918,097

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 議会費		39,590,000	39,277,915	0	312,085	312,085
	1 議会費	39,590,000	39,277,915	0	312,085	312,085
2 総務費		480,889,000	477,389,408	0	3,499,592	3,499,592
	1 総務管理費	418,077,000	414,766,599	0	3,310,401	3,310,401
	2 徴税費	9,485,000	9,434,936	0	50,064	50,064
	3 戸籍住民基本台帳費	47,746,000	47,685,368	0	60,632	60,632
	4 選挙費	4,343,000	4,313,889	0	29,111	29,111
	5 統計調査費	238,000	217,104	0	20,896	20,896
	6 監査委員費	1,000,000	971,512	0	28,488	28,488
3 民生費		140,430,000	138,556,130	0	1,873,870	1,873,870
	1 社会福祉費	120,067,000	119,070,186	0	996,814	996,814
	2 児童福祉費	20,348,000	19,478,334	0	869,666	869,666
	3 生活保護費	15,000	7,610	0	7,390	7,390
4 衛生費		143,794,000	138,152,639	0	5,641,361	5,641,361
	1 保健衛生費	98,235,000	93,343,346	0	4,891,654	4,891,654
	2 清掃費	45,559,000	44,809,293	0	749,707	749,707
5 労働費		4,356,000	4,326,000	0	30,000	30,000
	1 失業対策費	4,356,000	4,326,000	0	30,000	30,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
6 農 林 水 産 費		231,068,000	142,762,384	85,261,000	3,044,616	88,305,616
	1 農 業 費	15,215,000	14,970,771	0	244,229	244,229
	2 林 業 費	23,776,000	23,646,771	0	129,229	129,229
	3 水 産 業 費	192,077,000	104,144,842	85,261,000	2,671,158	87,932,158
7 商 工 費		89,985,000	67,496,147	2,199,000	20,289,853	22,488,853
	1 商 工 費	89,985,000	67,496,147	2,199,000	20,289,853	22,488,853
8 土 木 費		386,199,000	234,538,647	149,682,000	1,978,353	151,660,353
	1 土 木 管 理 費	10,177,000	10,166,707	0	10,293	10,293
	2 道 路 橋 り ょ う 費	186,248,000	124,901,679	60,515,000	831,321	61,346,321
	3 河 川 費	9,651,000	9,510,874	0	140,126	140,126
	4 港 湾 費	4,409,000	4,370,525	0	38,475	38,475
	5 下 水 道 費	54,589,000	54,169,000	0	420,000	420,000
	6 住 宅 費	98,861,000	9,692,635	89,167,000	1,365	89,168,365
	7 空 港 費	22,264,000	21,727,227	0	536,773	536,773
9 消 防 費		155,449,000	152,434,828	0	3,014,172	3,014,172
	1 消 防 費	155,449,000	152,434,828	0	3,014,172	3,014,172
10 教 育 費		182,474,000	177,191,276	0	5,282,724	5,282,724
	1 教 育 総 務 費	64,509,000	63,193,584	0	1,315,416	1,315,416
	2 小 学 校 費	32,340,000	31,168,155	0	1,171,845	1,171,845
	3 中 学 校 費	32,236,000	31,701,636	0	534,364	534,364
	4 幼 稚 園 費	20,220,000	19,418,676	0	801,324	801,324

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
10 教育費	5 社会教育費	10,984,000	10,617,231	0	366,769	366,769
	6 保健体育費	22,185,000	21,091,994	0	1,093,006	1,093,006
11 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		184,705,000	184,017,133	0	687,867	687,867
	1 公債費	184,705,000	184,017,133	0	687,867	687,867
13 諸支出金		3,919,000	3,919,000	0	0	0
	2 公営企業費	3,919,000	3,919,000	0	0	0
14 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		2,043,359,000	1,760,061,507	237,142,000	46,155,493	283,297,493

歳入歳出差引残額

137,379,396円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第2号

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥182,893,255
 歳出決算額 ￥160,914,223
 歳入歳出差引額 ￥21,979,032

平成26年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥182,893
2	歳 出 総 額	￥160,914
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥21,979
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥21,979
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		26,228,000	35,593,377	27,275,520	0	8,317,857	1,047,520
	1 国民健康保険税	26,228,000	35,593,377	27,275,520	0	8,317,857	1,047,520
2 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 使用料及び手数料		2,000	48,800	48,800	0	0	46,800
	2 手数料	2,000	48,800	48,800	0	0	46,800
4 国庫支出金		57,724,000	67,399,356	67,399,356	0	0	9,675,356
	1 国庫負担金	36,429,000	39,886,356	39,856,356	0	0	3,457,356
	2 国庫補助金	21,295,000	27,513,000	27,513,000	0	0	6,218,000
5 療養給付費交付金		2,831,000	202,000	202,000	0	0	△2,629,000
	1 療養給付費交付金	2,831,000	202,000	202,000	0	0	△2,629,000
6 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県支出金		9,225,000	16,201,842	16,201,842	0	0	6,976,842
	1 県負担金	808,000	967,842	967,842	0	0	159,842
	2 県補助金	8,417,000	15,234,000	15,324,000	0	0	6,817,000
8 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		27,151,000	21,310,689	21,310,689	0	0	△5,840,311
	1 共同事業交付金	27,151,000	21,310,689	21,310,689	0	0	△5,840,311
10 繰入金		34,595,000	34,354,095	34,354,095	0	0	△240,905
	1 一般会計繰入金	34,594,000	34,354,095	34,354,095	0	0	△239,905
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		15,953,000	15,953,528	15,953,528	0	0	528
	1 繰越金	15,953,000	15,953,528	15,953,528	0	0	528
12 諸収入		5,000	147,425	147,425	0	0	142,425
	1 延滞金及び過料	2,000	46,200	46,200	0	0	44,200
	2 預金利子	2,000	6,798	6,798	0	0	4,798
	4 雑入	1,000	94,427	94,427	0	0	93,427
歳入合計		173,717,000	191,211,112	182,893,255	0	8,317,857	9,176,255

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		7,940,000	7,571,707	0	368,293	368,293
	1 総務管理費	7,906,000	7,571,707	0	334,293	334,293
	3 運営協議会費	34,000	0	0	34,000	34,000
2 保険給付費		81,897,000	74,861,129	0	7,035,871	7,035,871
	1 療養諸費	66,065,000	65,357,883	0	707,117	707,117

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費	2 高額療養費	13,700,000	8,242,616	0	5,457,384	5,457,384
	3 出産育児諸費	2,102,000	1,260,630	0	841,370	841,370
	4 葬祭諸費	30,000	0	0	30,000	30,000
3 後期高齢者支援金等		25,719,000	25,717,805	0	1,195	1,195
	1 後期高齢者支援金等	25,719,000	25,717,805	0	1,195	1,195
4 前期高齢者納付金等		7,618,000	7,616,970	0	1,030	1,030
	1 前期高齢者納付金等	7,618,000	7,616,970	0	1,030	1,030
5 老人保健拠出金		2,000	1,048	0	952	952
	1 老人保健拠出金	2,000	1,048	0	952	952
6 介護納付金		11,811,000	11,810,145	0	855	855
	1 介護納付金	11,811,000	11,810,145	0	855	855
7 共同事業拠出金		28,688,000	25,661,417	0	3,026,583	3,026,583
	1 共同事業拠出金	28,688,000	25,661,417	0	3,026,583	3,026,583
8 保健事業費		3,964,000	3,620,097	0	343,903	343,903
	1 特定健康診査等事業費	1,430,000	1,379,640	0	50,360	50,360
	2 保健事業費	2,534,000	2,240,457	0	293,543	293,543
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
11 諸 支 出 金		4,055,000	4,053,905	0	1,095	1,095
	1 償還金及び還付加算金	4,055,000	4,053,905	0	1,095	1,095
12 予 備 費		2,020,000	0	0	2,020,000	2,020,000
	1 予 備 費	2,020,000	0	0	2,020,000	2,020,000
歳 出 合 計		173,717,000	160,914,223	0	12,802,777	12,802,777

歳入歳出差引残額

21,979,032円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第3号

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥8,536,879
 歳出決算額 ￥8,536,281
 歳入歳出差引額 ￥ 598

平成26年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥8,537
2	歳 出 総 額	￥8,536
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥1
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥1
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		4,638,000	4,123,333	4,123,333	0	0	△514,667
	1 後期高齢者医療保険料	4,638,000	4,123,333	4,123,333	0	0	△514,667
2 使用料及び手数料		1,000	3,200	3,200	0	0	2,200
	1 手数料	1,000	3,200	3,200	0	0	2,200
3 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		3,555,000	3,913,980	3,913,980	0	0	358,980
	1 一般会計繰入金	3,555,000	3,913,980	3,913,980	0	0	358,980
5 繰越金		496,000	496,186	496,186	0	0	186
	1 繰越金	496,000	496,186	496,186	0	0	186
6 諸収入		2,000	180	180	0	0	△1,820
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 預金利子	1,000	180	180	0	0	△820
歳入合計		8,693,000	8,536,879	8,536,879	0	0	△156,121

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総 務 費		63,000	24,510	0	38,490	38,490
	1 総 務 管 理 費	38,000	23,310	0	14,690	14,690
	2 徴 収 費	25,000	1,200	0	23,800	23,800
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		8,628,000	8,511,771	0	116,229	116,229
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	8,628,000	8,511,771	0	116,229	116,229
3 諸 支 出 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	2 繰 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		8,693,000	8,536,281	0	156,719	156,719

歳入歳出差引残額

598円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第4号

平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥606,274,157
 歳出決算額 ￥533,883,025
 歳入歳出差引額 ￥72,391,132

平成26年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度航路事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥606,274
2	歳 出 総 額	￥533,883
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥72,391
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥72,391
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		550,587,000	619,041,794	588,747,806	0	30,293,988	38,160,806
	1 運航収入	543,771,000	612,269,325	581,975,337	0	30,293,988	38,204,337
	2 営業収益	4,040,000	3,997,000	3,997,000	0	0	△43,000
	3 営業外収益	2,776,000	2,775,469	2,775,469	0	0	△531
2 繰越金		17,526,000	17,526,351	17,526,351	0	0	351
	1 繰越金	17,526,000	17,526,351	17,526,351	0	0	351
3 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		568,114,000	636,568,145	606,274,157	0	30,293,988	38,160,157

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		406,391,000	396,982,533	0	9,408,467	9,408,467
	1 旅客費	6,274,000	5,924,713	0	349,287	349,287
	2 自動車航送取扱費	258,000	198,210	0	59,790	59,790
	3 貨物費	450,000	361,200	0	88,800	88,800
	5 燃料潤滑油費	167,212,000	162,816,200	0	4,395,800	4,395,800
	6 養缶水費	1,032,000	910,952	0	121,048	121,048
	7 港費	1,116,000	1,097,871	0	18,129	18,129

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用	8 雑費	1,204,000	1,195,924	0	8,076	8,076
	9 船費	228,845,000	224,477,463	0	4,367,537	4,367,537
2 営業費用		90,775,000	84,950,680	0	5,824,320	5,824,320
	1 保険料	4,490,000	4,278,608	0	211,392	211,392
	3 船舶傭船料	2,671,000	2,670,000	0	1,000	1,000
	4 航路付属施設費	6,642,000	3,689,819	0	2,952,181	2,952,181
	5 店費	76,972,000	74,312,253	0	2,659,747	2,659,747
3 財産費		1,000	0	0	1,000	1,000
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		14,491,000	14,490,100	0	900	900
	1 営業外費用	14,491,000	14,490,100	0	900	900
5 公債費		500,000	286,712	0	213,288	213,288
	1 公債費	500,000	286,712	0	213,288	213,288
6 予備費		18,782,000	0	0	18,782,000	18,782,000
	1 予備費	18,782,000	0	0	18,782,000	18,782,000
7 前年度繰上充用金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 前年度繰上充用金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 諸支出金		37,173,000	37,173,000	0	0	0
	1 繰出金	37,173,000	37,173,000	0	0	0
歳出合計		568,114,000	533,883,025	0	34,230,975	34,230,975

歳入歳出差引残額

72,391,132円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥207,846,074
 歳出決算額 ￥207,674,484
 歳入歳出差引額 ￥ 171,590

平成26年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度簡易水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥207,846
2	歳 出 総 額	￥207,674
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥172
4	(1) 継続費遡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥172
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		27,522,000	37,446,930	27,751,725	0	9,695,205	229,725
	1 営業収入	27,522,000	37,446,930	27,751,725	0	9,695,205	229,725
2 財産収入		1,000	14,820	14,820	0	0	13,820
	1 財産運用収入	1,000	14,820	14,820	0	0	13,820
3 繰入金		69,063,000	66,461,000	66,461,000	0	0	△2,602,000
	1 繰入金	69,063,000	66,461,000	66,461,000	0	0	△2,602,000
4 国庫支出金		79,576,000	71,560,000	71,560,000	0	0	△8,016,000
	1 国庫補助金	79,576,000	71,560,000	71,560,000	0	0	△8,016,000
5 県支出金		6,053,000	11,620,000	11,620,000	0	0	5,567,000
	1 県補助金	6,053,000	11,620,000	11,620,000	0	0	5,567,000
6 諸収入		1,000	17,100	17,100	0	0	16,100
	1 雑収入	1,000	17,100	17,100	0	0	16,100
7 繰越金		21,000	21,429	21,429	0	0	429
	1 繰越金	21,000	21,429	21,429	0	0	429
8 村債		30,400,000	30,400,000	30,400,000	0	0	0
	1 村債	30,400,000	30,400,000	30,400,000	0	0	0
歳入合計		212,637,000	217,541,279	207,846,074	0	9,695,205	△4,790,926

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 簡易水道事業費		160,064,000	155,930,988	0	4,133,012	4,133,012
	1 営 業 費	160,064,000	155,930,988	0	4,133,012	4,133,012
2 公 債 費		52,571,000	51,743,496	0	827,504	827,504
	1 公 債 費	52,571,000	51,743,496	0	827,504	827,504
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 前年度繰上充用金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		212,637,000	207,674,484	0	4,962,516	4,962,516

歳入歳出差引残額

171,590円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第6号

平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥74,740,470
 歳出決算額 ￥74,576,450
 歳入歳出差引額 ￥ 164,020

平成26年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度下水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥74,740
2	歳 出 総 額	￥74,576
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥164
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥164
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		8,318,000	10,907,806	8,551,887	0	2,355,919	233,887
	1 下水道収入	8,318,000	10,907,806	8,551,887	0	2,355,919	233,887
3 国庫支出金		12,000,000	12,000,000	12,000,000	0	0	0
	1 国庫補助金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	0	0	0
4 繰入金		54,589,000	54,169,000	54,169,000	0	0	△420,000
	1 繰入金	54,589,000	54,169,000	54,169,000	0	0	△420,000
5 繰越金		19,000	19,583	19,583	0	0	583
	1 繰越金	19,000	19,583	19,583	0	0	583
6 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		74,929,000	77,096,389	74,740,470	0	2,355,919	△188,530

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 下水道事業費		41,506,000	41,157,898	0	348,102	348,102
	1 下水道事業費	41,506,000	41,157,898	0	348,102	348,102
2 公債費		33,422,000	33,418,552	0	3,448	3,448
	1 公債費	33,422,000	33,418,552	0	3,448	3,448
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		74,929,000	74,576,450	0	352,550	352,550

歳入歳出差引残額

164,020円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第7号

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥18,225,599
 歳出決算額 ￥18,145,471
 歳入歳出差引額 ￥ 80,128

平成26年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥18,226
2	歳 出 総 額	￥18,145
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥81
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥81
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,484,000	4,839,911	4,636,230	0	203,681	152,230
	1 下水道収入	4,484,000	4,839,911	4,636,230	0	203,681	152,230
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		14,027,000	13,574,000	13,574,000	0	0	△453,000
	1 繰入金	14,027,000	13,574,000	13,574,000	0	0	△453,000
6 繰越金		15,000	15,369	15,369	0	0	369
	1 繰越金	15,000	15,369	15,369	0	0	369
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		18,530,000	18,429,280	18,225,599	0	203,681	△304,401

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 漁業集落排水事業費		8,623,000	8,240,434	0	382,566	382,566
	1 漁業集落排水事業費	8,623,000	8,240,434	0	382,566	382,566
2 公債費		9,906,000	9,905,037	0	963	963
	1 公債費	9,906,000	9,905,037	0	963	963
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		18,530,000	18,145,471	0	384,529	384,529

歳入歳出差引残額

80,128円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第8号

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥4,972,718
 歳出決算額 ￥4,938,510
 歳入歳出差引額 ￥ 34,208

平成26年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成25年度農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥4,973
2	歳 出 総 額	￥4,939
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥34
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥34
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		660,000	693,394	693,394	0	0	33,394
	1 下水道収入	660,000	693,394	693,394	0	0	33,394
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		4,365,000	4,265,000	4,265,000	0	0	△100,000
	1 繰入金	4,365,000	4,265,000	4,265,000	0	0	△100,000
6 繰越金		14,000	14,324	14,324	0	0	324
	1 繰越金	14,000	14,324	14,324	0	0	324
7 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		5,044,000	4,972,718	4,972,718	0	0	△71,282

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 農業集落排水事業費		2,825,000	2,721,655	0	103,345	103,345
	1 農業集落排水事業費	2,825,000	2,721,655	0	103,345	103,345
2 公 債 費		2,218,000	2,216,855	0	1,145	1,145
	1 公 債 費	2,218,000	2,216,855	0	1,145	1,145
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		5,044,000	4,938,510	0	105,490	105,490

歳入歳出差引残額

34,208円

平成26年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上、第1号から第8号までの認定でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第6．認定第1号 平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

滑り込みできょう、那覇から直接議会へということで予定していたんですけど、予定では9時50分に
着いて、余裕で間に合う計画でした。ちょうど今、10時の船が着いたばかりで、何分か遅刻して済みませ
ん。

早速、決算についてちょっと質疑をしたいと思います。まず決算の審査意見書、1枚目なんですけれども、
意見書の3ページですかね。一般会計についてということで末尾のほうに、ちょっと読み上げたいと思いま
す。「予算の執行に当たっては一括交付金での事業に対し、予算が雑で執行率が悪い。もっと綿密な事業計
画を立て、予算化することを望むものである」と結ばれております。その上で予算の執行率を見ますと、
これは前回の全員協議会において、ちょっと聞いたんですけども、施策の追加ということで参考資料があ
ります。ちょうどグレーの紙でとじられていると思います。私のものではグレーの、一緒ではないのかな。
ブルーですか、すみません。主要施策の成果ということで、全くこれページが打たれていないのでわかりづ
らいんですけども1枚目、これは平和の光事業3億7,800万円の予算に対して、決算額が全く同じ3
億7,800万円、100%の事業…、ごめんなさい。37万8,000円、これも全く100%なんです
ね。委託だからということで100%だと思いますけれど、そしてもう一つが一番…、これもですね、予算
の款項目別につづられていたらいいんですけど、ちょうど真ん中を過ぎたところですが、座間味村海域安
全隊業務、これはライフセーバーだと思います。ページが打たれていないので、またこれも見づらいん
ですけど、これも予算額1,000万円に対して決算額1,000万円。この予算額1,000万円というの
も切れがよくて不思議なぐらいなんですけれども、これも決算額、また切れがいい1,000万円であらう
ど支出されております。一括交付金によるライフセーバーの事業が、ぴったり予算額1,000万円に決算
額1,000万円という100%の事業。とても不思議な世界じゃないかなと思いますけれど、この2つの
事業についての説明を詳しくお願いできませんか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

おはようございます。きょう1日よろしくお願いたします。

私のほうから主要施策の成果、大城議員からありました担当でありました平和の光事業37万8,000
円に対して執行率が100%、37万8,000円ということで、これは阿嘉島で去年行った事業でありま
す。いわゆるサーチライトを天高く光らせたやつなんですけど、この事業自体が実はサーチライトという特
殊な機具を使うということで、県内では1イベント会社しか持っておりませんでした。それで、この業者さ

んを糸満平和の団体ですね、そちらから紹介をいただきまして、村と協議をしてですね、やはり村においても予算が非常に厳しいということで、限られた予算での執行ということで、当初は約四十五、六万円という金額でありましたが、調整を行って有利な価格で計画が行えるということで、村の予算に合わせて随意契約で執行させていただきました。その結果37万8,000円、100%の執行率となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

すみません、参事、これは平成25年度決算ですから座間味での事業ですよ。さっき阿嘉と言っていました、あれは今年ですよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

平成25年度についての阿嘉島で行った事業となっております。座間味は平成24年に実施しております。3月26日となっております。

○ 議長（中村秀克）

ライフセーバー事業は今、資料待ちです。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

ただいまの大城晃議員からの質疑なんですけど、御存じのとおりライフセーバーというのは特殊な業務でして、県内でも協会が1つしかなくてですね、それで予算を当初組むときに概算で1,000万円ということで向こうとやり取りしていたんですけど、実際、本見積りが来たときに1,000万円ちょっと超えていたんですよ。向こうからの。それを調整いたしまして、予算が1,000万円ということで、この範囲でお願いできないでしょうかということで、協会とやり取りをしてぴったり1,000万円と。超えた分は向こうに削ってもらって契約に至っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

やり取りをしているうちの、事業を開始する前での見積りでは1,000万円超えていたと。それで何とか1,000万円でおさめてということで、予算内に収まったということで解釈していいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

はい。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

あのですね、不思議なもので、今年度はライフセーバーがほとんど配置できなくて、これは先日の経費説明の中でもライフセービング協会が、どうもうまくいっていないというふうな話を聞いております。この段階で、昨年度の平成25年度の段階で1,000万円の支出をライフセービング協会に行っているんですけども、今のうまくいっていない現段階の相手方、その当時はそういった契約等、支出のいわゆる受け入れ先が1,000万円という巨額な金額なんですけれども、これがちゃんと受け入れられているような実態ではあったんですか。いわゆる平成25年度末では。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

そこに対しては大きな事故もなく、しっかりとビーチ業務として監視業務を執行していただいたと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

事業そのものはもちろん執行しているから、支払いしたと思うんですけども、支払いをする相手方として、この団体が存在していたのですかということを知っているんです。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

平成25年度に関しては、NPO法人沖縄ライフセービング協会として、しっかりと成り立っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今の説明を聞いている限りでは、予算の段階、予算を当時は1,000万円予算措置して、見積りが1,000万円超えていたけれども、調整の上、予算内で事業をしてくれるようにということで、もちろん契約をして、それから1,000万円の予算内での支出ということで理解しておきます。

ところで平成25年度、ちょうど1,000万円で事業を終了したと聞いていますけれども、今年度は1,600万円近い予算を我々議会としても承認したんですけども、事業執行が、いわゆるライフセービング協会として、ライフセーバーとしては配置が難しい状況になっております。前回もこのことに触れたんですけども、これは平成25年度の決算の状況なんですけれども、参考までに平成26年度の体制をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

ただいまの御質疑なんですけれども、前回、県体協でも御説明したんですけど、夏場までに、この協会といろいろやり取りをずっとしたんですけど、予算をしっかりと組んだ形で協会と契約することができなくて、それでお客様がふえ始めて事故も起こり始めていましたので、村内における事業者2カ所とあと個人数名、そして、やっと現在9月になって、いろいろな個人の、本土のほうから資格を持っている方を4名がやっと

入ってきて、体制が整っている感じです。10月まではこの体制でいきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

四苦八苦しながらも個人にお願いしたりとかやっているのは、現場を見て承知しております。ただ、平成26年度決算が来年9月議会でこういうふうな状況に置かれるわけですから、それは、いわゆる補正で減額するかどうかということで、あまり不用額を出さないような形で臨んでいただきたいと思います。そして、既に今年、もう夏は去っているんですけども事故が何件か起きて、死亡事故も起きています。このことを踏まえてですね、来年度、来シーズンに向けて基礎固めをしていただきたいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この決算におきましては、ページがずっと前から打ってないんですね。歳出と歳入が別々でございますので、大変難しいと思います。それで歳入のほうから2点ほどお聞きしたいと思います。

村税でございますけれども、昨年度は1,900万円余り未済があったんですけども、今年度は1,500万円。400万円の減になっています。これにつきましては、皆さん方の素晴らしい努力があったものだと思いたいと思います。それで今後、もっともこの未収額が少なくなるように努力してもらいたい。

それから6ページでございますけれども、使用料の218万円。これは村営住宅の家賃だと思います。昨年の未済額が130万円ですよ。今度は80万円や90万円ぐらい多くなっているんですけども、これにつきまして具体的な説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。現在、滞納者の世帯には、毎回のように使われている家庭を訪問してですね、何とか払ってもらうようお願いしております。現在、滞納者の数はですね、数自体は減っていて5件になっております。ただ、島外に出られた方の滞納者がおりまして、その辺で徴収に非常に苦労しているところです。ただ、少しずつ分納をしていただいて、今納めていただいている状況です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これにつきましては、大変、村営住宅というのは県のほうでも非常に進められております。これはなぜかと言いますと、家賃でもって、起債したのが返せるというようなものであるんですが、この辺は去年より80万円、90万円も多くなるというのは、これは考えられない話ですね。今、村営住宅をつくるつくるでやっていますが、今、住む人がたくさんいるんですよ。だから、そうした場合には、家賃を払わない人は追い出して、入れてもらいたいというようなこともあり得るわけなんです。だから、この件につきましては、去年より80万円、90万円未納というのは、本当に執行部はもう少ししっかりしてもらわないと困ると思います。今後これにつきましては、大変努力してもらいたい。このように思っています。それが収入のもの

でございます。立っているついでですので、ちょっとまたやって支出のほうに行きたいと思えます。

支出のほうの18ページでございます。これも番号がちょっと変ですので。水道事業の繰り越し、今、水道事業特別会計等におきましては、大変運営が苦しいものですから繰り出しを、合わせて大体1億円近く繰り出しをやっているわけでございますけれども、簡易水道で260万円も余っているわけですね。この理由はどうして余っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

水道事業の繰り出しということで、予算は6,900万円余りで、支出済は6,600万円ということで260万円の不用という形にはなっておりますけれども、これは決算において財政、総務の福祉の財政担当と調整をしまして、これだけ繰り出しをしなくても水道事業は赤字になることはないということで、決算に見合った数字ということで不用額として出ております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

その理由につきましては、よくわかるわけですが、私が言いたいことは、やはり200万円余り余るといのは、どこかの事業ですね、何かに持っていけないかですよ。今の学校とかいろいろなものにおいて、たくさんいろいろなものがあるわけなんです。だから、こういったものにおきまして、260万円も余った場合には、大変これは失態だと思うんですよ。だから一般的にはボタンを押せば今、ちゃんと予算があらわれるものですから、幾ら残っているかということで把握して、どこかに回す方法をやらないと会計で残るわけですね。だから、今後はこういうことがないように進めてもらいたい。このように思っております。

それから26ページです。水産振興費の負担金でございますけれども、これにつきましても170万円余り余っているわけですよ。負担金が170万円も余るといのは、ちょっとごちないんですけれども、その説明をお願いしたい。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

水産振興費の178万円の不用額なんですけれども、これは主に一括交付金事業が影響しています。まず鮮魚美食事業で、当初の予定が616万6,000円が、実績が584万8,000円ということで、31万8,000円の不用額が出ております。

次に花の森事業、阿真地区で整備しましたが、それが61万7,000円の不用額が出ております。あと、製氷機、これは漁港に対する補助金ですが、今年は多分、入札残だったと思うんですが、製氷機に対する補助金に対して22万2,000円の不用額が出たということで、主にこの3つが大きく影響しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

訂正します。花の森じゃなくて、海の花です。失礼しました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この名目が水産振興費ですよね。こういった負担金で170万円もあるというのは、水産をやっている人ですか、この漁業とかにいろいろ従事している人がたくさんいるんですよ。ここに何か充てる方法もないのかどうかですね。170万円も余るといのは、ちょっと不思議でございますので、今後はこういったものには非常に気をつけてもらいたい。このように思います。

それから34ページでございますが、災害対策でございますけど、この工事費が277万円余っているわけですね。災害の工事請負が277万円、一応浮いているんですけども、どこの災害なのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは阿佐地区の避難道路です。入札残の分がその不用額になっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

はい、わかりました。これだけでも1億3,000万円余りの工事でございますが、こういったものは、やはり工事の残といった場合には、やはり村のいろいろな備品とか、そういうのも工事となったら買えることもあるわけですね。だから、こういったものに回してですね、なるべく残を少なくするように努めてもらいたい。この決算におきましては、中身の濃いものがたくさんあるんですけども、ぜひ残が1億3,000万円にもなっているということは、非常に大きな予算の余りだと思っておりますので、やはり今後はですね、余りを出さないように努めてもらいたいと思います。これで終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

歳出のほうの28ページなんですけど、観光費の中で13番委託料ということで、不用額が517万円余り出ているんですけど、その中身の内容的なものを説明していただけますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

ただいまの金城弘昭議員の御質疑にお答えします。不用額が517万円ちょっと出ているんですけど、こ

の内容としては多言語ですね、これの案内板を県の補助で実施しようとしたんですけど、ちょっと受入先を探すことができなくて、この補助事業を実施できなかったことで不用額が出ております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これはパンフレット作成ですよ。この言語の。看板、これを組んだんだけどもできなかったということで、これは今後また作成する計画はあるんですか。そのまま不用額で流れるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

今回は県単費の補助として計画していたんですけど、今後の必要性は十分にありますので、一括交付金等を利用して、また再度計画をしたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これは517円あるんですけども、これは阿嘉、慶留間、座間味、三島あると思うんですが、これは何か所ぐらいに、どういう場所にセッティングする計画であったんですか、その辺教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

申しわけありません。詳細な箇所等については、発注できなかったので把握しておりません。今後、細かくまた検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

金額を組むときには場所、そして箇所数、そしてそういうものが決まってくると見積り金額も出てくると思いますので、計画もなしにそういう計画の金額というのは私はおかしいと思います。今後、その点は気をつけて、ぜひ不用額を出さないような形でお願いしたいと思います。

もう1点、先ほど大城晃議員のほうからありましたけれども、観光費のライフセーバーなんですけど、1,000万円あったんですけども、これは平成25年5月から11月までの配置ということで1,000万円組まれているんですけども、本年度に26年度を聞いたところ、これは緊急だったと思うんですけども、自分の聞いた範囲の中では10月までの配置というふうに聞いております。それも月は少なくなったけれども、金額は上がってますよね、委託料は。その辺、毎年この管理期間というのは設定していないんですか。これは前から一般質問でも私はやったんですけども、400万円、600万円、1,000万円、1,600万円とどんどん予算がふえていっているんですよ。その内容が変われば変わるほど、ふえていくのは当たり前なんですけれども、内容は何も変わっていない。配置人数もそんなに変わっていない、それがどういふような形でこういう金額になっているかどうか、前から不思議だったんですけども、今年の10月までと聞いています。この辺はなるべくしっかり設定して、見積りを取っての金額ではないんですか。その辺どうなんですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

ただいまの金城議員の御質疑なんですけど、今、資料を準備中でして、後のほうでお答えしたいと思いません。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

歳入の6ページですね、使用料。先ほど住宅の部分では御質疑があったんですけども、総合センターの使用料が54万円余りあるんですが、これの要因をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。この使用料はですね、民間業者が今、事務所として使っている場所が未納となっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

民間事業者、下のほうの事務所ですね、わかりました。ちなみに回収に関してはどのように。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

再三、会社のほうに請求のほうを行っておりますが、今のところお支払いのほうはされておられません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

50万円、結構な額ですので、しっかりと回収していただいて、この間、去った敬老会で非常に総合センターのクーラーが効かずに暑いとクレームを村長も私どもも受けておりますので、こういうのをしっかり取ってですね、修繕費としてしっかり取って、改善していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に歳出のほう、31ページです。住宅建設費なんですけれども、これは阿佐地区のほうの建設予定している住宅だと思うんですけども、進捗状況をよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

前年度から繰り越しで平成26年度事業中ですが、去った8月に入札を行いました、残念ながら入札不調に終わりました。改めまして今月、9月26日に再度、入札を行う予定です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

こちらのほうも心待ちにしている村民が非常に多くてですね、結構、私ども議会としても聞かれますので、26日はどうですか、落ちそうですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

御存じのように、村独自の単価があるわけでありませんで、事業費も工事費も予算上何ら変わりません。そのような形として調整しますが、落札することを願っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変困ったものですね。せっかく決まっている事業なんですけれども、何かしら県のほうと連携を組んで、県の入札業者、離島工事に行ってくれとか、そういうのを政治的に何かやっていただけないかなと、村長に聞くのも申しわけないのでなるべくですね、落ちるように御尽力いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

監査をやっているこれ、注意を総務課長、産業振興課長にはしてありますが、成果のところなんです、無線機の主要施策のもので64万円の漁業無線機の設置補助金というのが執行率100%で来ておりますが、監査で非常に注意したんですが、実はこれ平成25年度内に執行されておられません。実際は、何でかと言うと、監査をしておりますと村長のやり取りとか全部わかりますので、これを見たときに、水納の閉鎖以後にこれが行われている状況になっているんですよ。これを見たときに、会計課長に「なぜこれは平成25年度予算なのに平成26年度に執行しているんですか」ということで、私が聞いたら「伝票が上がってきたのは、そのときになっている。だから、自分としては伝票が上がってきてからしか執行できない」ということだったんですよ。会計課長はたしか、そういう感じでやっておりましたけれども、6月に入ってからでしたよね、これが執行されたのは、6月何日でしたか、ちょっと覚えている範囲で、大体何日ごろということだけでも

いいですから、ちょっとお答え願えませんか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進 会計課長。

○ 会計課長（野崎 進）

しっかりした日付は覚えていませんが、6月の中旬だったと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これを執行率100%とやるのもいいんですけども、書類上確かにつくれますよ、簡単に。私が一番、総務課長と産業振興課長に注意したのは、役場から、これは漁協とのやり取りの文書の日付が、あれは出してはいけない日であったりとかしたんですね。それを注意したんですけど、その後、どう対処したのか、その辺ちょっと教えていただけませんか。漁協から上がった日付と、ここから出した、文書を出した日付は土曜日になっていますからね。村長は土曜日も公務をやっているんだなという話を私、言いましたけれども、これはあってはいけない話なんです。だから、その後仕事をした職員とかの対処はどうしたんですか、それだけ教えてください。これは質疑ではありません。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健 産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

私のほうから事務処理のことについてお答えします。確かに御指摘のとおり日付が、補助金の交付決定が土曜日の日付だったりということで、事務的に非常によくありませんでした。これについては日付等をちゃんとした日付に訂正をして、文書の差しかえ等は済ませております。あと、担当職員のほうからはですね、事故報告書ということで、なぜこのような手続になってしまったのかということで、本人から報告書を出させています。それについては総務課長に私のほうから、こういう事案が発生したということで職員の処分については総務・福祉課のほうで行いますので、それについては一任しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に厳しい意見だと思いますよ。だけど、私がずっと皆さんに申し上げてきたのは、部下の管理をちゃんとしなさいと。こういうものが表に出てしまった場合には、例えば日付等が間違っただけで、村長の公文書発信が土曜・日曜に、県に対してとか国に対しての日付だったら大変なことになりますよと。そういうことを、ちゃんと業務をさせるようにということで私はいつも常々言っているんですけど、これが今回はなされていなかったということで、これは私が見た限りでは相手も悪かったのではないかと、日付を見たらですね、相手も悪かったのではないかと思いますけれども、でも、相手に出す文書であろうが何しようが、やっぱり最終責任者は誰であるかということ、よく常々考えて文書は、特に公文書は出さないと、今回のようなことが起こりますからね。また再発しますからね。例えば、これが100%やられていなかったのか、その発言はしなかったんですけども、いかにも文書だけを最終的に取りまとめておけばいいみたいな感じになってしまうと、いけないということで私は発言をしてありますから、今後は絶対こういうことがないようにお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

先ほどのライフセーバーについて答弁があります。

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

先ほどの金城弘明議員の御質疑にお答えします。まず平成25年度について、期間が11月までという御指摘なんですけど、こちらに関しては、まず平成25年、平成26年とも4月のゴールデンウィーク前、26日から10月までの設定で見積りは取っております。平成25年に対してはですね、8名体制、古座間味、阿嘉、阿真と各3、3、2で予定していたのが、実質来てくれたのが5名だということで、一括交付金を利用している事業ですので、人件費としては余ったものを協会と相談いたしまして、向こうは11月までやってもいいですということで、期間を延長して、11月までやってもらうことになっております。今、平成26年に関しては通常どおり、4月26日から10月いっぱいまでということで、これは予定どおりの期間となっております。金額が上がったのは、人件費が2,000円、1人1日2,000円アップということで、協会のほうから見積りが平成26年は来ていまして、それが大きく、954人として見積りいただいておりますので、その分が大幅にアップした形になっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

説明ありがとうございます。多分、内容が変わったから金額も変わってきているんだろうというのはわかるんですけども、自分が一番言いたいのは役場の中で、執行部側の中でライフセーバーの期間は何月から何月までという期間を設定して決めて、3ピーチ何名体制、何名体制、何名体制、今年は何名体制でいきますというふうな形のもので決めて、それで配置していただければ金額もおのずと計算できますよね。今はちょっとずつ人夫賃も上がってきているというのは、今説明があったんですけども、それがあることによって金額が上がるのは別に構わないと思っています。安全管理のためですから、観光でいろいろ生活している方々が多いです。これは大事なことだと思っています。だから、どういう配置でどういう金額になりましたというふうに設定基準をしていただければ、別に安全管理のためですから2,000万円かかろうが3,000万円かかろうが私はいいと思っています。それを、今までそういう説明が全くなかったものから、内容の説明も何もない。どんどん金額は上がっていく。聞いたら、いつの間にかマリッジットを買ったから金額が上がりましたとか、そういう形の説明があったものですから、今後、そういう形で安全管理のために、しっかりと計画を練って決めて頑張ってくださいと思います。以上です。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成25年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 認定第2号 平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8. 認定第3号 平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9. 認定第4号 平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

歳入の2ページですが、事業収入の部分で多額の収入未済額3,000万円余り出ていますけれども、主な要因、あと対策ですね、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

ただいまの宮里議員の御質疑にお答えします。この収入未済額の内容としては過年度分が多数を占めておりまして、自動車と貨物に分かれていますけど、車のほうが過年度まで178万9,000円となっております。自動車航送のほうが97万3,000円、貨物の部分で現年度分が93万3,000円、過年度分が、こちらが相当大きくウエートを占めていまして、2,660万2,000円。これは毎年徴収はしているんですけど、少なくはなってきたはいるんですけど、まだまだこれから徴収の強化を図らなければいけないと思っております。今、対策としては一般の分も追及払いで行ったんですけど、今は車のほうが直接、現金払いで積載するというので、貨物のほうもそういうふう現金徴収ということで進めて、できるだけ滞納を、今後、過去の分に関してはこれから徴収をやっていきたくと思っていますけど、今後はこの滞納分をふやさないために現金払いで貨物を積んでもらうということで、今進めているところであります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。今、過年度分が2,600万円余りで非常に大きい、私も何度も一般質問でも質問させていただいているんですが、やはりこれをどのように回収していくか、徴収していくかということに限られてくると思うんですけども、ちなみにこれは多岐にわたる村民なんですか、それとも観光業者なんですか。簡単に考えますよ。わかる範囲でいいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（宮平正則）

これは多岐にわたる件数が多いんですけど、ただ数件、大きな滞納がありまして、これがごく大きく影響しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。もちろん請求書も含めて、実際に自宅を訪問して請求書を渡したり、あと分納の相談等も今やっているということによろしいですね。わかりました。しっかりと、もちろんこれも自主財源として唯一の収入源になりますので、しっかりと不公平感の是正ということで行ってください。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成25年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第5号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第6号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成25年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第7号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第8号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第14. 議案第36号から議案第43号までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第36号

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成26年度座間味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,514,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		404,892	4,504	409,396
	1 国庫負担金	24,367	597	24,964
	2 国庫補助金	378,295	3,907	382,202

款	項	補正前の額	補正額	計
13 県 支 出 金		616,163	13,575	629,738
	1 県 負 担 金	11,702	301	12,003
	2 県 補 助 金	571,864	13,126	584,990
	3 県 委 託 金	32,597	148	32,745
17 繰 越 金		20,000	49,256	69,256
	1 繰 越 金	20,000	49,256	69,256
18 諸 収 入		10,701	435	11,136
	4 雑 入	10,676	435	11,111
歳 入 合 計		2,446,279	67,770	2,514,049

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		37,030	186	37,216
	1 議 会 費	37,030	186	37,216
2 総 務 費		370,104	34,777	404,881
	1 総 務 管 理 費	327,310	34,698	362,008
	2 徴 税 費	10,391	79	10,470
3 民 生 費		154,571	9,850	164,421
	1 社 会 福 祉 費	124,075	8,425	132,500
	2 児 童 福 祉 費	24,484	1,425	25,909
4 衛 生 費		162,447	4,460	166,907
	1 保 健 衛 生 費	84,453	7,609	92,062
	2 清 掃 費	77,994	△3,149	74,845
6 農 林 水 産 費		97,448	5,054	102,502
	1 農 業 費	22,195	3,050	25,245
	2 林 業 費	40,248	267	40,515
	3 水 産 業 費	35,005	1,737	36,742
7 商 工 費		122,296	1,416	123,712
	1 商 工 費	122,296	1,416	123,712

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		495,247	6,767	502,014
	1 土 木 管 理 費	4,408	2,697	7,105
	2 道 路 橋 り よ う 費	245,462	1,311	246,773
	3 河 川 費	9,710	160	9,870
	4 港 湾 費	4,524	980	5,504
	5 下 水 道 費	42,290	△163	42,127
	6 住 宅 費	165,813	1,634	167,447
	7 空 港 費	23,040	148	23,188
10 教 育 費		707,532	5,179	712,711
	1 教 育 総 務 費	58,980	2,180	61,160
	3 中 学 校 費	553,663	2,774	556,437
	4 幼 稚 園 費	22,774	200	22,974
	6 保 健 体 育 費	20,829	25	20,854
11 災 害 復 旧 費		2,681	81	2,762
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,680	81	2,761
歳 出 合 計		2,446,279	67,770	2,514,049

第2表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 座間味村役場庁舎整備事業	平成26年度から平成42年度	1,014,120
合 計		1,014,120

議案第37号

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度座間味村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	21,978	21,979
	1 繰越金	1	21,978	21,979
歳入合計		155,476	21,978	177,454

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,555	80	9,635
	1 総務管理費	9,443	80	9,523
2 保険給付金		72,626	17,000	89,626
	1 療養諸費	61,338	13,000	74,338
	2 高額療養費	9,166	4,000	13,166
3 後期高齢者支援金等		25,719	△923	24,796
	1 後期高齢者支援金等	25,719	△923	24,796
4 前期高齢者納付金等		7,618	△195	7,423
	1 前期高齢者納付金等	7,618	△195	7,423
6 介護納付金		11,811	2,374	14,185
	1 介護納付金	11,811	2,374	14,185
11 諸支出金		3	2,142	2,145
	1 償還金及び還付加算金	3	2,142	2,145

款	項	補正前の額	補正額	計
12 予備費		1	1,500	1,501
	1 予備費	1	1,500	1,501
歳出合計		155,476	21,978	177,454

議案第38号

平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		518,508	6,594	525,102
	1 運航収入	515,454	4,732	520,186
	2 営業収益	278	1,862	2,140
2 繰越金		1	72,390	72,391
	1 繰越金	1	72,390	72,391
歳入合計		518,510	78,984	597,494

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		416,835	12,914	429,749
	2 自動車航送取扱費	258	100	358
	5 燃料潤滑油費	168,253	20,950	189,203
	9 船費	240,627	△8,136	232,491
2 営業費用		73,606	16,204	89,810
	3 船舶備船料	2,221	135	2,356
	4 航路付属施設費	1,207	1,834	3,041
	5 店費	65,022	14,235	79,257
3 財産費		2	49,866	49,868
	2 積立金	1	49,866	49,867
歳出合計		518,510	78,984	597,494

議案第39号

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		59,147	6,811	65,958
	1 繰入金	59,147	6,811	65,958
7 繰越金		1	170	171
	1 繰越金	1	170	171
歳入合計		88,972	6,981	95,953

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		37,502	6,981	44,483
	1 営業費	37,502	6,981	44,483
歳出合計		88,972	6,981	95,953

議案第40号

平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		42,290	△163	42,127
	1 繰入金	42,290	△163	42,127
5 繰越金		1	163	164
	1 繰越金	1	163	164
歳入合計		56,575	0	56,575

議案第41号

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		10,754	△79	10,675
	1 繰入金	10,754	△79	10,675
6 繰越金		1	79	80
	1 繰越金	1	79	80
歳入合計		15,313	0	15,313

議案第42号

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		4,070	289	4,359
	1 繰入金	4,070	289	4,359
6 繰越金		1	33	34
	1 繰越金	1	33	34
歳入合計		4,738	322	5,060

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,956	322	3,278
	1 農業集落排水事業費	2,956	322	3,278
歳出合計		4,738	322	5,060

議案第43号

座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の制定について

座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

航路事業特別会計の健全な財政運営を図るために本条例を定める必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例

（設置）

第1条 座間味村航路事業特別会計（以下「特別会計」という）の健全な財政運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、座間味村航路事業特別会計財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の範囲内とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる益金は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 村長は、特別会計の健全な財政運営を図る為の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これより午後の会議を開きます。

日程第15. 議案第36号 平成26年度座間味村一般会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一般会計補正予算についてお伺いします。ページで言うと11ページ。総務費の中に村長交際費の20万円が補正計上されております。当初が幾らで組まれていて、現在、執行がどのような状況になっているか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

当初の予算は41万円でございます。ただいま残高が1万円ほどしかございませんで、その理由といたしましては、前議長それから前教育長の広告費に14万円ほど要しましたので不足しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

当初で41万円計上されて、残額が1万円ほどということで今回20万円の、4月から会計年度がスタートして、この9月で20万円の補正ということで、かなり目立っていると思います。ちなみに先ほど審議していただいた平成25年度の決算、これでは46万円の予算の中で45万円余りが支出済額となっているんですけども、もう既に平成25年度の年度内での支出に近いような額が執行されているということで、かなりの伸び率になっていると思います。確かに、もちろん村長の交際費を全て否定するわけではないんですけども、20万円が年度途中、しかも真ん中で計上されるのはいかがなものかと思えます。この執行に当たっては、十分無駄のないように執行していただきたいと思えます。

もう1つ、15ページですね。衛生費の中の工事請負費で1,296万円の減額とされています。これの要因についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの大城議員の質疑に答えたいと思います。今回のこの事業については一括交付金事業の生ごみ処理機となっております。当初、我々が予定していた2トン処理の生ごみ処理機を見ておりましたが、この大きさについて、村の実態、収集量に合わせて過大ではないかということを検討させていただきました。その結果、やはり業者さんが出した見積り、機種の大きさにはかなり過大な大きさであろうということで、それ

を見直してワンクラス、ツークラス下の機器を選定させていただいた結果、全額で1,200万円の事業費になりましたので、それで減額補正とさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

再度お伺いしますけど、全額、減額ですか。規模が大きいから、小さくするために一部を減額したんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

当初は2トン規模で約3,000万円の大きさの機械でした。それを機械を縮小することによって事業費が減っております。全額ではなくて一部見直しによる減額となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

年度の初めから、この生ごみ処理機が予算化されたということで、大変喜んでいる次第です。それで、昨年度の一般質問でも何回かあったんですけども、私は座間味の現場を例えて言ったんですけども、ドラム缶に生ごみが、特に夏のピーク時には1日に3つもいっぱいになるということで、空からは空軍のカラスが下からは陸軍のマヤーが、本当に一瞬の、向こうで働いている人たちは、隙間を与えないように大変な思い、そして1日置くと腐敗して、かなりの臭気が漂っているということと、この生ごみをどうするかというめどがないまま、ただ1日をこの生ごみと闘ってですね、そういったのを合わせて座間味に1基、阿嘉に1基ということで処理機を要望していました。今回、1,200万円余りの減額ということで、この事業がなくなったということではないということで喜んでおります。場所に適した規模の配置ということで、できるだけ早目の設置、そして生ごみの処理の堆肥化に通じるような事業の推進を願っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

では、5ページをお願いしたいと思います。債務負担行為の件でございます。こちらのほうに10億円の予算があるわけでございますけれども、新庁舎建設委員会が設置されているそうでございまして、その調査の規模ですね。こういったものなのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。庁舎の規模は約1,200平米を予定しております。現地調査が550平米ですので、約倍ほどの床面積を予定しております。工法といたしましては、当初はRC工法を考えておりましたが、現在、建設単価の値上がりによりまして、鉄骨構造ということで見直しをさせていただきました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

平米もそうでございますけど、構造的なものです。例えば1階なのか2階なのか3階なのか、これをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

現在のところ3階建てを構想しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この債務負担行為というのは、いわゆる契約とか、そういったまた支払いの、本村は大変予算的なものは非常にあれですので、リースでやるという話を聞いております。これにおきまして、やはりその業者との契約はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

業者との契約はまだ行っておりませんが、仕様書を提示してプロポーザル方式で選定をする予定をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、債務負担行為の特に2カ年以上にまたがるものにおきましては、なるべくこれを出す前に、やはり業者との契約がありましたよね。年賦だったら年賦は幾ら払う、資金はどこから出ますと、本当は明細がなければいけないわけなんです。これは議会のチェック機関の中に入っているわけですね。だから、これでは漠然としていてわからないんですよ、これ。ただ10億かかる。だから、調査自体は幾らかかるのかですね、10億円かかるのか、それともそれ以下になるのかですね。そういうところがはっきりしないと、ただ漠然としていますよね、これ。契約がいつできるのか、あらゆるものですね。だから年賦、今、非常に厳しい予算の中でございますので、非常に心配しているのは、今みたいに年賦で払うんですけれども、何千万円ぐらい払っていくのか、これは議員の皆さんの中に大まかでもいいんですよ、契約できなくてもですね、例えば4,000万円、5,000万円を毎年払って、何年計画で払いますということは言わないと、この債務負担行為というのは非常に難しいわけですよ。だから、これは今、返事ができるかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。建設費のほう6億4,000万円、設計管理費が3,200万円、租税公課等が1,600万円、固定資産税、不動産取得税が1,600万円ですね。それから、本村が支払うことになる税金が8,000万円ですね。15年間で8,000万円になります。これは戻ってくるものです。法定点検が3,300万円、火災保険が800万円、金利リスク経費が1億3,000万円ですね。これは建築費の増大とか、万が一9月以降に庁舎が完成した場合、消費税が上がった場合のリスク計算となっております。あと、15年間の施設の損傷の計算を入れまして1億3,000万円となっております。

合計が9億3,900万円となりまして、消費税が込みで10億円を超しております。そのうちですね、年額のリース料金が6,260万円になりますが、実際、租税公課として固定資産が575万円ほど、毎年収入として入ってくるようになりますので、実質の支払額は5,685万円を想定しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今の説明ではよくわからない。庁舎そのものが6億円ぐらいだから、大体、一、二年で10年計画についても6,000万円ぐらいは払っていかないといけない状態になるわけですね。だから、そういったものに関してはやはり、非常に資金含めて厳しいと思いますので、大変その点におきましてはですね、予算の組み方、いろいろなものにおいてスムーズに行くようお願いしたいと思います。

あと1点でございますけれども、後ろのほうに歯医者さんがありますが、あれも壊すんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

壊すことになっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

やはり近代的な庁舎をつくるためには、皆で知恵を絞ってですね、もっともっと他の市町村に負けなようなすばらしい庁舎をつくってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

庁舎をつくるためには税金問題が出てくると思うんですよ。これは支払いを開始するときから、平成26年度からですね。税金の負担が住民にとってはかなり大きくなるのではないかと考えております。それに対して何パーセント程度の税金が上がるのか、下がることは決してないと思いますので。先ほど同僚議員からもありましたけれども、何に幾らかかるかというのを、総務・福祉課長がお答えになられるということは、そこに資料があるわけですよ。何で資料の添付をしないのかということですよ。しゃべっているのを急いで書きなさいよと言っても書けるものではないのでね。後でいいですから、これくださいね。次の議会ではもらえませんが、きょうください。どのぐらい税金のアップで、税収をどれぐらい今よりもふやさないといけないのか、ということをちょっと答えてもらえますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

税をどれぐらい上げるかということは、済みません、申しわけありませんが、今すぐにはお答えすることはできませんが、お支払いの見込みとしてですね、今、公債費がかなり出ているんですが、5年後には公債費が減りまして、今出ている1億8,400万円ほど年度で出ているんですが、それがですね、5年後には、失礼しました。10年後には9,500万円に減る見込みになっておりまして、公債費の償還額が年々減っていくという形で見込みをとっております。それと、先ほどからお話に出ています税収ですね。これをかなり強化して上げていこうと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

もう決算は終わっているのですが、あれなんだけど、決算の中でこの5年間ずっと1億3,000万円の不用額というのが出ています。これは私も聞きましたけど、これは執行率の悪さから出ている分でありまして。黒字になってということで基金の積み立てにも何パーセントか出ているという、これがライフセーバーがいかによくなってきたかという感じは見えています。表上はですね、表面上はね。しかし、実際はそうではないということを考えてやっていかないと、例えば先ほど出ました住宅は貸しました、お金は入ってきません。これが何件も、5年前には1件だったのが、1年以上未払いが1件だったのが、一気に十何件にふえたとか、そういうのがありましたので、そういうのも徹底していかないと、庁舎建設しました、借金がふえました、税金上げましたではね、何もなりませんよ。はっきり言いますけど。これも何度か補正予算を組むことに対して臨時議会を持ちますと言いながら、翌日にはちゃんと確定しないからできませんというふうに、2回ほどそういうのがありましたよね。ということは、本当に勝英議員が質疑したように、これに幾らかかるか、本当は確定していないですね。今ここに10億1,400万円とありますけれども、これが11億円になるか12億円になるかもわからないわけですよ。逆にね。これはちゃんとした契約のもとにこれは出してこない、確定したものを出してこない、「はい、いいですよ」とやって、また結局、次で数字を変えてまた決議されたら、住民に説明のしようがなくなりますよ。思いつきでかけたから幾らでもいいんじゃないかとなったら、はっきり言ってこれは予算を組む必要はなくなるし、水道みたいにひねるとどんどん出てくるものとは違いますので、その辺はちゃんとしてもらわないといけませんよ。今後もいろいろなものの予算を組むわけですから。予算は議会が本当に納得して、住民に説明できるということをやってもらわないと、どんどん上がってきていますから、社会状況もそうですよね。阿佐のアパートもそうですけれども、当初予算を組むときに、世の中の流れでこんなに違うんじゃないのということも申し上げましたけれども、皆さんは大丈夫ですと。で、繰り越しになりました、次は繰り越しはないから何とか予算内で契約したいという話になってきていますけど、そういうことが起こらないようにしないといけませんよ。住民には確実に幾らでやるというデータも示しながら上げてください。データでお渡しできるように準備をしておいてください。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

13ページ、社会福祉費。社会福祉総務費の保育所設置の設計費、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

これにつきましては、考えております社会福祉法人、建物の中の設計を今考えております。というのも、これまで業者さんに来てもらいましたが、目視による話し合いだったものですから、やはりメスを入れるとなると実費がかかるということで、今回は設計費として組ませていただいております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。じゃあ具体的に進めていくと。課長の思いもあると思いますが、来年、いつごろまでに待望の託児所のあれができるんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

今のところ明確なお答えが実はできない状況であります。今年度いっぱいですっかり設計を見込んで、次年度は工事費等を見込んでおりますが、その前にやはり保育士の確保というのは、やはり困難な状況にあります。あと、時間帯、今の幼稚園生の時間外保育という問題もありますので、やはりこのソフトも解決しながらということで、まだ見通しがついてなくてですね、今、一生懸命、今後も引き続き検討させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。課長も小さなお子さんがいらっしゃると思いますので、思いは我々と同じだと思います。ぜひよろしく願いいたします。できた暁には、私も1人また子供をつくりたいと思いますので、よろしく願います。

20ページ、教育総務費です。僻地の教員宿舍整備費、修繕費が100万円ですか、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城 忍教育課長。

○ 教育課長（大城 忍）

この100万円はですね、浜屋荘、去った台風8号で被害が3カ所出まして、その修繕費ということで組みました。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。具体的にその工事、私も内容をいろいろ聞いてはいるんですけども、いつごろ修繕に入れるか。決まっためどはつきましたか。

○ 議長（中村秀克）

大城 忍教育課長。

○ 教育課長（大城 忍）

現場のほうを常々、業者に現場のほうを見せてもらってですね、その前に星美荘を先にやってもらって、具体的にいつから入るかというのは業者のほうと詰めている状況です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

私は7月23日に、今、お話にあった浜屋荘のほうを確認しに行ったときの家の内容と写真です。天井が剥がれて、下も水がしたたり落ちて、フローリングも全部ブルーシートを敷いています。こういう状態で隣の部屋に教員は寝ているんですけど、畳が使えないから、畳の上にブルーシートを敷いて寝ていました。こういう状態が、これは7月23日ですからね、皆さん。約2カ月間、そういう状況で教員が住んでいる状況ではあるんですね。実際、教員宿舍ももちろん家賃が発生しているわけですよね、手当として。ということ

は、例えば、村営住宅の中が壊れた状況で村民がこういうふうに住んでいると、損害賠償もんですから、教員は今それを我慢しているわけですよ、ずっと。逆にもう1つお聞きしたいのは、今の補修がいつごろになるということを学校側に話をして理解してもらっていますか、課長、一言お願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城 忍教育課長。

○ 教育課長（大城 忍）

学校の校長、教頭からそういうような話が事前にあって、現場のほうを見たいと教頭、あと校長、私も現場のほうを確認しています。できるだけ早急に現場に入れるように、また修繕も早く終わるように、早急に進めたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

早急にと申し上げて、もう2カ月たっているものですから、かなりストレスがたまっている状況です、先生方ですね。また今の旧浜屋荘は何度か壊れていると。同じ状況が起こっている、発生しているということを校長から聞いたんですけれども、例えば3年以内に同じような補修で直した、もしくは5年以内でもいいんですけれども。その前、今回の前に壊れたときというのはいつごろか把握していますか。

○ 議長（中村秀克）

大城 忍教育課長。

○ 教育課長（大城 忍）

私は4月に異動して来たものですから、まだ、その前にいつやったかというのは、ちょっと私のほうでは把握していません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

たしか3年前か4年前、2年前ですね。前課長がいらっしゃいます。2年前にも同じ補修をしています。その当時も天井を張りかえて、床も張りかえたということですので、また同じような、その場しのぎの補修をして、また来年、台風が来たら壊れるという状況をずっと繰り返していくこと、これこそ予算の無駄遣いですので、ぜひ、今は直すことは大事なんですけれども、その次には建てかえ、教員宿舎を建てかえないと、実際、台風が悪い、住宅問題が悪いということで幼稚園の先生もいらっしゃらないし、今後、教員も子供を連れてくる方が少なくなってきましたよ、間違いなく。教員住宅の建てかえ、ぜひ教育長、必ずやっていただきたいんですけれども、教育長の意思をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

ただいまの御指摘、受けとめていきたいと思っています。そういう教員の待遇改善がまず第一に考えないと、離島に赴任してくる先生が少なくなってくると思いますので、その環境整備をするのが我々行政の仕事でありますので、それは早急に検討して耐力度調査等も必要になってきますので、そういったところも加味しながら、検討していきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ぜひこの件に関しましては早急に、できれば来年、再来年にでも。予算の問題もあると思います。財政の問題もありますけれども、この財政は村だけに限らず県のほうの補助金だとか、いろいろ探せばいろいろあると思いますので、そういうところをぜひ早急に執行部とも、村長とも会議をしていただいて、対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと関連するんですけれども、関連質問で、今、座間味中学校の校舎の件。進捗状況、こちらもざっくりで構いません。説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城 忍教育課長。

○ 教育課長（大城 忍）

校舎建築につきましては、大分おくれて関係機関、または子供たちに大変迷惑をかけていますけど、一応、校舎の予定としては今月の26日に現場説明を行い、10月10日に入札の予定です。当然、工期になるかと思うんですけど、今年度中はちょっと無理な状況で、多分来年の7月の末ぐらいまでずれ込む予定です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

学校のほうも大幅にやはりおくれていて、仮校舎ですよ、今から仮校舎の、それから引っ越しが始まるということですけども、やっぱり入札がおくれて、工事も。先ほど村営住宅の問題があったと思うんですけども、学校の建築に関してはどうですか、スムーズに行くんですか。非常にそこが疑問なんですけれども。その辺が一番心配です。入札してもまた落ちなければ、来年7月どころの話じゃないです。来年は130周年記念で座間味小学校は合わせて祝賀会をやりたいという、区長の強い要望でもあるので、入札は落ちますか。何か情報はありますか。非常に私は不安なんですけれども。どんどんずれ込んでいくと大変なことになりますけれども。10月ですか。10月に入札があるということですね。わかりました。非常に村民の皆さんは不信感で、運動会の件もありましたので不信感を持っておりますので、ぜひその辺も予定どおり行くように、よろしくお願いします。

21ページです、幼稚園費。補正が20万円上がっていますけれども、ちょっと細かいことになると思うんですけども、こちらの説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

これは人件費の差額分でございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。差額分、特にこの教職員の増減とかで発生したものではないということですね。わかりました。ありがとうございます。ちなみに幼稚園、今の子供たちの数に対して先生の数はどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

今、職員2人いて見ていますけれども、実際はあと1人採用しないといけないという状況ですけれども、今は補助という形で、補助員という形でつけて、面倒を見てもらっていると。苦肉の策として今、そういうふうになっています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。子供たちは二十五、六人だったと思うんですけれども、これは補助員の方も来年の3月までですよね。その後のことを考えて、今やっぱりアクションを起こしながら、大学のほうにも採用情報を流したりとか、そういうことを今の段階でしないと非常に、また来年、年度が始まったら2人しかいないと。子供の数はまたふえてくるという状況にもなりますので、これもずっと繰り返しています。直前になって採用しても誰も来ない、待遇が悪い、住む所もああいう状況だということになってきますので、今、実際に幼稚園の先生も向こうの旧浜屋荘にいらっしゃいますから、これはやっぱり一つ一つじゃなくて全体的に改善しないと、今後、幼稚園の先生が確保できないということで、今は3年保育ですけれども、これを2年保育にするべきじゃないとか、そういう議論も出てきますので、この採用の件も早目に動いていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この補正をよく見ておりますと、9月で約、4月が始まってから6カ月間しかないんですけれども、特に総務のほうの給料、会計のほうの給料が500万円、600万円合わせまして700万円ぐらいの給料の計上がありますね。これにつきましては、当初のときに給料というのはいつも言うんですけれども、補正というのはまだ半分、半年しかないのに700万円ぐらいの補正があるというのは、非常に考えられないわけですね。誰が何号給、例えば賃金だったらいいですよ。臨時職員ですからいいんですけど、給料というのは本採用でするので決まっているわけなんです。そこで不足額を補正で組むというのは、本当に考えられないわけですね。だから、こういったものをもう少ししっかりして、給与の査定とかいろいろやるときに、何月に何号給を上げるというのを入れて給与の予算を当初で組まないで、今、半年しかないのに7000万円近くも給与が不足するというのは、本当に考えられないわけですね。だから、これも非常に注意してもらいたいと思います。それから負担金でございましてね。負担金においても、負担金というのはほとんど決まるわけですよ、当初のほうで。あらゆる旅行とかいろいろなものなんかもですね。この辺にきて補正でまた足りないものをまた組んでいると。当初は20万円あったのが、今はまた48万円も組んでいると。このようにして本当にわけがわからないのがいっぱいあるわけですよ。だから今後はですね、皆さんのジブンズを結集してやらないと、今、私は平成25年度の決算を見ていますと、1億3,000万円も余っていますから、その3分の1は基金に積めてあるかなと思ったら、全部使い果たすのかもわからないわけですよ。だから、今から新庁舎をつくるんだったら、やはり基金を我慢してでも、もっとためていかないと非常に苦しいと思うんですね。だから、こういうところは事務的に課長の皆さんは、本当に一つずつちゃんとチェックしてですね、当初予算でやってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

15ページです。衛生費の委託料ですね。塵芥処理費の委託料の中で、焼却灰処理が337万5,000

円、海岸漂着物対策事業費が590万円あるんですが、これはどういう事業で、これだけのあれが必要なのかお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの金城議員の御質問にお答えします。2点ありました。1点が焼却灰の処理、今回337万5,000円を組ませてもらっていただいています。これは当初予算にも組んでましたが、阿嘉島の既存の焼却灰の処理、当初は48万円組んでおりました。実は当初、契約履行をしております、受入先であります業者さん、いわゆる最終処分場で焼却灰に関しての持ち込みについては、ダイオキシンの検査をしないと受け入れは拒否するという事になって、ほとんどが48万円。検査で消えたところでした。4トン分だけは灰を運んだんですが、残りまだ40トン以上近くあります。これもやはり単価がですね1キロ25円というかなり高い単価でしたので、これは単純に掛けた額を今回追加でつけさせていただきました。これをもって現状の施設からクリーンセンターにある灰をきれいに片づけて完了しようと考えているところです。

もう1点が7節の漂着海岸物対策事業、これにつきましては沖縄県が実施している補助金事業でございます。これは沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業費補助金となっております。これは県内で4市町村がエントリー…、我々も十何市町村離島でエントリーしたところ、我が村のほうは県のほうでオーケーをいただいて、今回、この歳入も丸々509万円、100%の補助事業です。今回、ニタ海岸またはチシ海岸の清掃活動を二、三日行って、いわゆるこれがどこの国から来ているかというのをまず確認作業を行うと。それとあわせて今回は子供たちに対しても学習授業を行いたいと。あわせて、今回はただのクリーンアップではなくて、村内からもペットボトルとか缶が出ていないかという調査も行ってということですね。各スーパー、小売店で売っている飲料缶とかライター等も全部チェックするという事ですね。いわゆる国の施策に基づいてこれは県が補助金をもらっているやつなんですけど、たしか平成19年度でも似たような事業をやっております。今回、我々のほうが離島のほうでは4離島選ばれているということで、9月に内示をいただきましたので、それに基づいて今回の補正とさせていただきます。事業は約4カ月間見ております。11月から実施しようかなということで作業を進めています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この海岸の漂着物の事業ですが、ずっと前から申し上げてもなかなかエントリーしないでもらえなかったというのもありましたけど、今、チリメーサーというのがありますよね。これは海岸の漂着物を燃やすためにというだけのことになっていきますけど、あれは一般ごみも本来は燃やせますよね。今、実際に行ったらこれは稼働している様子がないものですから、この事業は補助金の中から、それを稼働させる人間の人件費、賃金も捻出して、それを燃やす、要するに漂着物を燃やす。そして、上にある一般ごみの焼却委託を減らすという、そういうものに使えないのかどうか。これはちゃんと燃やさない、一般ごみの中に混ざって出てしまう部分もあるので、一般ごみのほうの費用がもっと上がるわけですよ。これを何とか抑えることができないのか。あと、焼却灰の処理。これは当初予算のときに私はかなり強く言いました。「これはダイオキシンが入っているから村の予算で足りるのか」と、「絶対足りないと思いますよ」と私は申し上げました。皆さんは「絶対大丈夫です」と言いました。絶対大丈夫じゃないんですね。だから「絶対」という言葉は使わないでください。はっきり言いますよ。ダイオキシンの処理というのは、ものすごく金がかかるということ、あれは高温処理しないといけないとか、いろいろなものがありますから、あれは一般のごみを処理委託

するのとわけが違いますから。かなり慎重にならないと、勝英議員が言うように、当初予算のときに、それほど何の調査も勉強もしていないから、あんな額になったんだと私は思うんですけどね。だから慎重に、予算組むときに慎重にならざるを得ませんよということ。これは予算の組み方なんです。最初から400万円、500万円つけておけばオーケーだった話なんです。これについて、海岸漂着物に関してまで、ちょっとチリメーサーを有効利用できるのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

今回のこの漂着ごみの処理事業については、調査・研究というのが主体になっておりまして、いわゆるランニング的な予算はつかないということでした。また、村に着いている海岸にあるごみの分析を行うのが、まず主な目的であると。あと、子供たちの学習を行ってほしいと。合わせて今、金城議員がおっしゃるとおり、小型焼却炉を我々は持っております。これとの関連性も今回の調査の中で活用が可能かということは業者さんとの打ち合わせを終えております。ただし、燃やす人件費については、今回の予算ではつかないということで、はっきりうたわれておりましたので、あくまでも調査と研究のみの今回は委託になると思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

調査・研究もいいですけども、これは集めるんでしょう。ここに何が流れて来ているねと調査して終わりですか。これを集めて持ってくるわけですよ。それはどうするんですか、一般ごみに出すんですか、焼却するんですか、どっちなんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

今回収集しました漂着ごみについては、村内での処理ではなく沖縄本島へ持って行って適正処分するというふうなことでうたわれております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今現在、漂着しているものを調査して集めて、それを全部沖縄本島に出すと。本来ある処分ごみの機械は使わないということですね。はい、わかりました。それについては以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

15ページ、今、金城善昇議員のほうからさきに質疑があったと思いますけれども、この13番委託料のごみ処理とチリメーサーの件につきまして、私は6月の一般質問の中で質問をしまして、急いで処理しますというふうな形でお聞きしました。それで、クリーンセンターを回ってみましたら、きれいに掃除されました。びっくりしました。すばらしいクリーンセンターになっておりました。早速、動いていました。ありがとうございます。この処理の部分での予算が組まれていると思うんですけども、今、答弁を聞いてみますと漂着ごみだけなのか、じゃあ、阿嘉島から出る例えばタイヤとか何かの部分がいろいろ出てきますよね。それは別々として分けての燃やし方をするのか、その辺もちょっと聞きたいと思うんですけども、

ちょっとこんがらがって、浜から上がってくる、海岸ビーチから上がってきた部分に対しては、これは刻んで燃やしたらだめなのか、その辺はクリーンセンターの方はほとんどわかっていないんですよ。その辺ははっきりさせたほうがいいと思いますけれども、その点、1点だけ説明していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの金城弘昭議員の御質疑ですが、確かに6月にも御質疑を受けて、何とか予算がついて片づけさせていただきました。今回、小型焼却炉につきましては、やはり阿嘉島・慶留間で発生するものについてはクリーンセンターへ持ってきて、現場の機械を使って処理を行うということを考えております。あと、タイヤとかブイ、廃プラというのを今回、補正にもつけさせていただきました。たしかこれは006番の説明ですね。やはり大きさが、破碎しないといけない大きなものに関してと、あとタイヤについても浦添市内の工場で引き取るということが決まりましたので、我々としては、やはりチリメーサーの小型焼却炉につきましては、海岸で拾ってきたクリーンアップ等活動をやってしっかり燃やしてですね、あわせてこれに入らない、口が大きいやつにつきましては今、沖縄本島で適正処分をするということで、2つのコースで処理をしっかりとやっていこうということで考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。せっかくある施設ですので、できるだけ頑張って利用していただいて、クリーンセンターの中にたまらないように、今の状態を日々維持できるような形で、ぜひ頑張っていただきたいと思います。あと、建物の中にある灰の処理なんですけれども、少しは減っているということですので、ぜひ継続して頑張って、きれいにすればもっと利用価値があると思いますので、ぜひ頑張ってください。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

保健衛生費の中に、これは入っていてほしいなと思ったのが入っていないものだから、何で入れていないのかちょっと聞いていいですか。今、内地では非常に問題になっているデング熱ですか、蚊の対策ですね。それが今、日本全国に飛び火して、またこれは東南アジアからの旅行者が来て、それが広まっているだろうという、確定ではないけれども、そういう推理がなされているところなんです。座間味も国立公園になって以来、すごい人が来るようになっているんですね。アジアからもね。そういうのが広がる可能性というのが非常にあると思います。もし前回の議会でも一般質問とかやっているんですけど、狂犬病であったり、マダニの対策、こういうものも保健衛生でどういうふうにやりますということが私は本当はほしかったんですよ。この蚊の問題も含めて。そういうものが全く、要するに予防というか、伝染病の予防というか、そういうところに全く目が向いていない。何でなのかなと不思議なんです。これ。お客さんが多くなるのはいいんですよ。でも、病気を持って入られたら、この島はもう防衛しようがないんですよ。だから船に乗る前に狂犬病のあれはちゃんとしなさいとか、今はもう島では充満しているマダニ、さっき休憩時期に聞きましたけど、何か猪がかなりの数ふえているという話もありますので、猪は100%マダニを持っていますから、そのうちに子供たちが遊ぶ遊具の近くまで、これは広がってきますよ。そのときに、誰かがかまれました、この病気が発生しましたというのでは遅いんですよ。だから、この衛生管理で薬剤散布するなり、いろいろ

なものがあるじゃないですか、そういうものに予算をとって予防ということで防止をしなければいけないのに、何でその予算が入っていないのかなと私は思っているんですけど、そういうものを今後やる予定、12月にも補正がありますけれども、そういうのが先行してやれるのかどうか、考えていらっしゃるのかどうか、その点だけお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの金城議員の御質問ですが、やはり予防というのは、今おっしゃったとおり真摯に受けとめたいと思います。実は Dengue 熱についてもですね、当初、下水、側溝等の薬剤散布というのは頭にあったんですが、実はもう予算を締め切った以降にマスコミ等での報道がありまして、現時点ではですね先生方、保健師と連絡をとってですね、職員にも周知をやって、実は貼り紙等を村民向けの周知を準備して、掲示板にも一部張らせていただいているところです。今回のを受けてまた12月、物理的に対策するものがあればですね、予算等で講じるものがあれば、しっかりとまた提案させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

さっきも申し上げたんですけども、国立公園化の話が出たときに、国立公園を先に受けるのもいいですけど、その前に準備をしないといけませんよという話を私はしたことがあります。国立公園になるとお客さんが先に来ちゃうんですね。それで後から何かがあって、やりましょうでは遅いんですよ。だから、もっともって来年も、今年みたいに台風がほとんどなければ、もっと客はふえますよ。そのときに、何の安全対策も予防もされていませんよというのが何かの形で表に出してしまうと、客は逆に減ってしまうんですよ。だから、そのためにも前もっていろいろなところから情報を収集して、座間味村は安全安心ですよということを打って出ないといけないので、そういう面は先んじてやるようにしてください。そういう予算に反対する議員は多分いませんよ。住民も。いるんだったら、この島から追い出せばいい。それぐらいのことなんですよ。これは一人一人のあれじゃないですよ、皆のやるべきことだからね。これはみんなも那覇にしょっちゅう行ったり来たりしているから、向こうでうつってくる可能性だってあるわけですからね。そういうものも含めて予防に対して予算づけを、12月私はここにいませんけれども、12月の補正でそういうものが逆にできるように頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成26年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成26年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第37号 平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第38号 平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第39号 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第40号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

補正予算というよりも、座間味村の下水道、農排、漁排含めて下水道が先に整備されているので、今一番気になっている部分、よく耳にすることなんですけれども、そろそろ機械の寿命じゃないかというのがよく聞こえてきます。それで、この補正予算とは直接関係ないんですけれども、これから多額の経費が見込まれるわけなんですけれども、そういった整備計画を少し、今現状を把握しているだけでもお聞かせいただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。まず、座間味島のほうの特定環境保全公共下水道については、今年も含めて長寿命化計画ということで、機械の老朽化状況等の調査を終えております。今年度で実施設計を入れまして、次年度から3年から4年をかけて基幹改良を入れます。発電機とかですね、マンホールポンプの故障とかというのは待っているわけにはいかないので、単独で今修理していますけれども、処理場のほうの本体の修繕については来年から定期的に補修に入ります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

来年度の当初予算から、そういった機械の入れかえとかというのが入ってくるわけですね。わかりました。非常に関心の高いことなので、これがストップしたらどうなることやらということで、皆さん懸念している部分があります。どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

1点だけですが座間味、阿嘉、慶留間の下水の接続率をよろしく願います。お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

接続率はかなり高い率です。新築の家がぼつぼつと建ってはおりますけれども、新しい建物については当初から接続しますので、80%以上の接続率は維持しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

想定外で大変申しわけありません。じゃあ、今後は国立公園にもなって、今後の課題というのは下水の接続の問題が非常に大きいのかなと思います。事業所や新しく新築の世帯はもともと接続という意識があると思うんですけども、高齢者の方々というのは、なかなか融資制度があっても、とっつきにくいと思うんですが、できればそういう世帯、高齢者世帯等はできるのであれば公費で接続をしていただくというような感じで、国立公園という名前がありますので、なるべくは垂れ流しにしない。座間味のほうに関しては何か所か海のほうに流れ込んでくるところも見受けられますので、ぜひそこを検討していただいて、村長の方にも検討いただいて、高齢者のほうは公費でつなぐということで、接続率の向上をぜひよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第41号 平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第42号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第43号 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

この基金条例の趣旨というか意味はよくわかるんですけども、ぱっと読んでいたところ、5条のほうに(処分)第5条 村長は、第1条の目的を達成するために、基金の一部を処分することができると思いますね。したがって、第1条の(設置)は(目的)じゃないかなと思ったりするんです。(目的)で第1条が誰々と、以下、基金というのは設置するとなっていたら、(処分)が第5条 村長は、第1条の目的を達成するために、基金の一部を処分することができるというふうに、きれいにはまるんですけども、何かぱっと見て感じるんですね。日本語的にそうならないかなと思いますけど、これはいかがなものでしょうか。

○ 議長(中村秀克)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質疑にお答えします。第1条は目的ではあるんですけど、この括弧書きの（設置）という意味は、設置及び目的というふうに捉えてもらったらいいかと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

設置及び目的というふうに捉えてもらったらいいと思いますって、意味はわかりますよ。休憩の延長をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどの私の質疑の意味をもう一度、（処分）第5条の中で、村長は第1条の目的を達成するために、基金の一部を処分することができるかとあります。第1条のほうには（設置）とあるので、どうもこの辺の用語に不都合が出ていないかなということなんです。したがって、目的というのがこの辺では不明確なので、第5条村長はの後に目的を掲げたほうがいいんじゃないかなと私は希望します。そしてもう1つ、基金の一部とありますけれども、これは一部だけなのか、処分をする場合ですね。それを修正できないか、もう一度再検討をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの大城議員の御指摘、確かに御指摘の部分、曖昧な部分があるかと思いますが、修正をさせていただきたく、報告をさせていただきたいんですが、第5条のほうでございまして。読み上げて修正とさせていただきたいんですが、「村長は特別会計の健全な財政運営を図る為の財源に充てる場合に限り、基金を全部又は一部を処分することができる。」以上、そのように修正をさせていただきたくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

了解しました。私のいわゆる質疑というか、それは今の回答で十分理解できました。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号については、一部執行部からの修正提案があり、それを含めての裁決になりますので、ご同意願えますか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから議案第43号 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 座間味村航路事業特別会計財政調整基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 報告第2号 平成25年度健全化判断比率の報告についてから、日程第26. 報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてまでを一括報告といたします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

報告第2号

平成25年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	16.6	93.7
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「－」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第3号

平成25年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	－	20.0
簡易水道事業特別会計	－	
下水道事業特別会計	－	
漁業集落排水事業特別会計	－	
農業集落排水事業特別会計	－	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「－」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第4号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ざまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮里 哲

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

平成26年9月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで村長の報告は終わりました。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成26年第3回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会（午後2時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 清之助

署名議員 宮 里 祐 司